

市の動き

●国民健康保険税の税率が変わります

4月1日から、国民健康保険税を改正することになりました。改正は平均38.7%一人当り月313円から月433円となります。

☆改正で保険税率はどうなるか

この改正で保険税率は次のとおり変わります。

▽所得割 100分の2.8から100分の4.1へ
▽均等割 720円から1,500円へ
▽平等割 1,120円据え置き

かりにご夫婦と子ども2人の給与世帯があったとして、前年度の所得が45万円ある人の場合は

所得割 144,000円(控除済) $\times \frac{4.1}{100} = 5,904$ 円
均等割 1,500円 $\times 4人 = 6,000$ 円
平等割 1,120円 $\times 4人 = 4,480$ 円

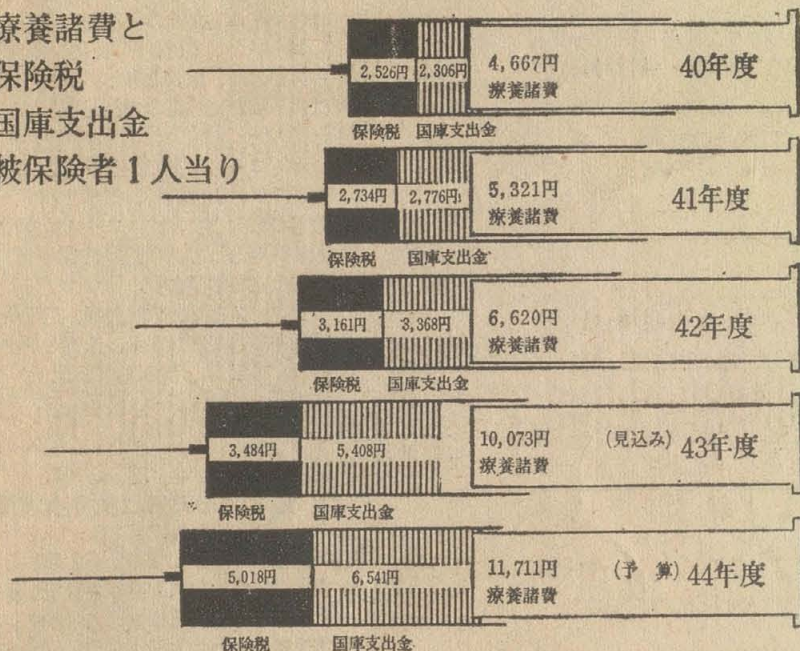
年税額 (これまで8,032円) = 13,020円となります。

☆なぜ引き上げねばならないのでしょうか

では、どうして引き上げをしなければならないのでしょうか。ちょっと国民健康保険の台所をのぞいてみてください。

国民健康保険はみなさんから納められた保険税と、国、府や市からの支出金でまかなわれています。この範囲内で医療費(みなさんが医者で支払われるものを一部負担金といいますが、その残りを市で支払います。それを医療費といいますが)を支払っているわけです。いま41年から44年までの保険税と医療費の動きを一人当りにおいて図にしてみますと次のようになります。

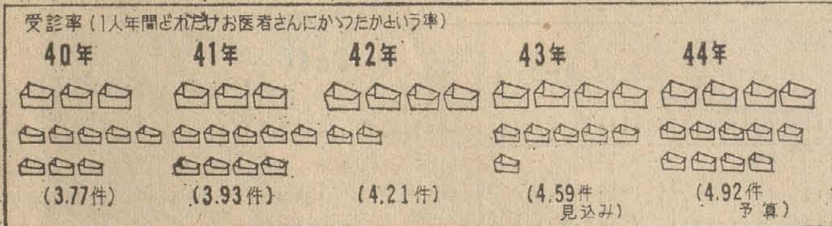
療養諸費と
保険税
国庫支出金
被保険者1人当り



この図にありますように42年になって急に医療費の伸びが大きくなっています。これは43年から、扶養家族の一部負担金を世帯主並みに7割に改善したからです。つまり市で支

払う分が多くなったためです。

医療費の増加は、この給付改善とは別にもう一つの要素が加わっています。次の表をご覧ください。



これは被保険者一人当りの一年間に医者へかかった件数を表したものです。これも43年から急に伸びています。給付をよくしますと、いままでもこの程度なら売薬ですまそうと思っていた人でも医師に見てもらおう率が高くなるようです。

さらにこれ以外の要因として診療報酬の改訂が加わって医療費の増額となったわけです。

☆改正はこんな点に注意して行ないました

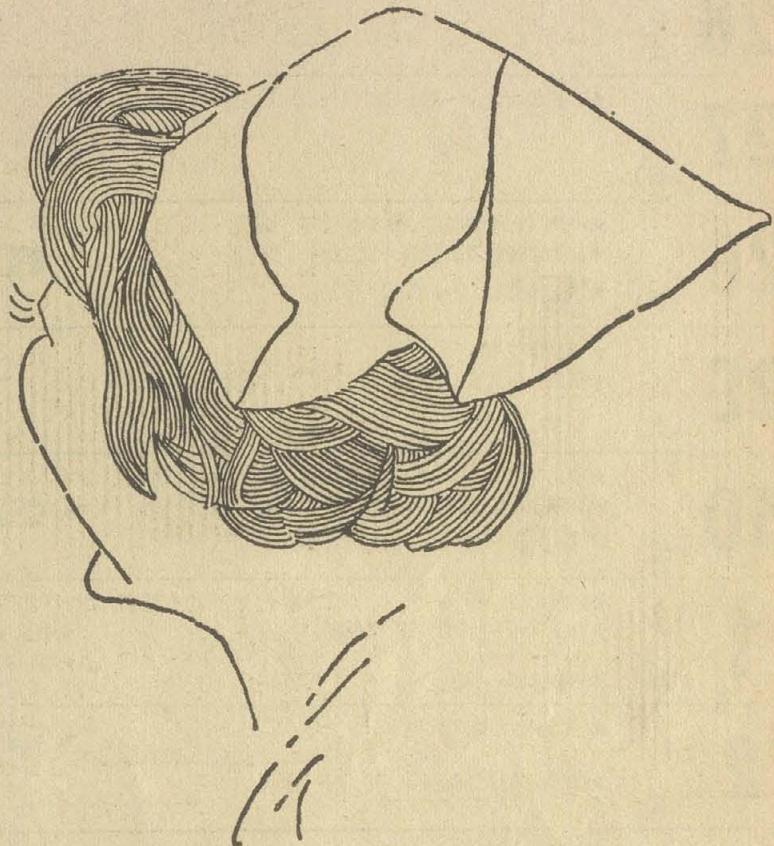
このたびの改正でみなさんの負担が多くなりますが、改正に当たっては次のような点に注意しました。

▽低所得者層の負担を少なくする→前年の所得が12万円未満の人は均等割と平等割を6割軽減(900円と672円)、さらに家族一人ふえるごとに4万5千円加算した額を超えない人には均等割、平等割を4割軽減(600円と4

48円、3人家族の人であれば12万と9万円まで21万までが対象)ただし所得割は軽減なしです。その他、減免処置を検討しています。

▽国、府に対する働きかけ→国や府からでる補助金をもっと増額するよう積極的に働きかけを行ないます。

▽滞納税の問題→現在、滞納保険税がもたります。この滞納税の完全徴収を行なう。



●改正が決まるまでの経過

- ・43・12月 医療費の増加で43年度国保事業特別会計の収支見込みで、約5千万円の赤字が確定的となる。
 - ・44・1月 市長は「八尾市国保財政の健全化について(赤字を解消するために平均38.7%の国保税改正案)」を国民健康保険運営協議会(医師会代表、市議会議員、被保険者代表15名で構成)へ諮問
 - ・44・2月運営協議会は数度にわたる審議の結果、引き上げ市を平均38.7%におさえるようと答申
 - ・44・3月3月定例会市議会で国保関係予算、保険税改正案などの議案可決
- なお、議会における審議の内容については「議会だより」をご覧ください。

●今月から給付内容が一部改善されました

改善の内容はいままで精神衛生法(第32条)の公費負担適用者は公費負担残額を自分で支払はなければならなかったものを、市で負担することになり、自己負担がなくなることになりました。

国民健康保険の届出は14日以内にいたしましょう。

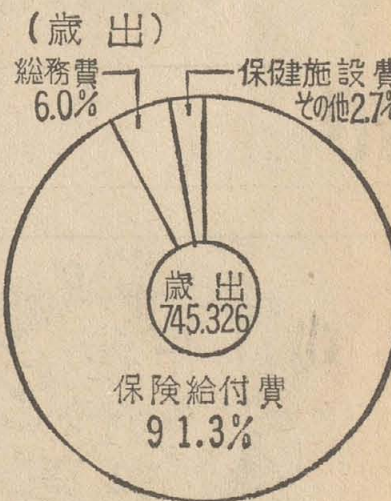
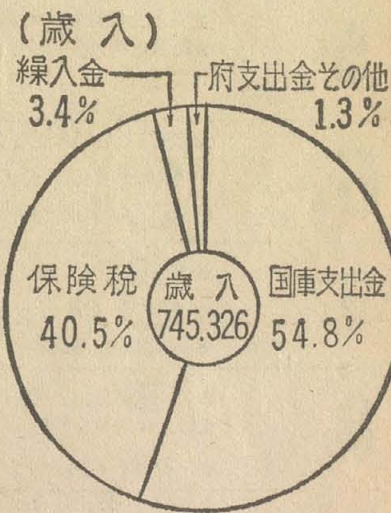
つぎのような方は忘れずに市民課の国保窓口へお越しください。

- 転入、転出、出生、死亡されたとき
 - 会社など事業所の健康保険に加入されたとき、また退職されたとき
 - 住所を変更されたとき
- まだ、何の保険にも加入されていない方は、届出をしていただくことになっていますので、世帯主は市役所新館2階保険課までお越しください。

なお、交通事故で診療を受けられたときは届出をしていただくことになっていますので世帯主は市役所新館2階保険課までお越しください。

昭和44年度

国民健康保険会計予算



単位千円

市の行事

4/26 (土)

★市民体育大会 民踊の部(一般) 13.00～ 教育センター

27 (日)

★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30～15.00 山本幼稚園
★自動車運転者講習会 19.00～ 市民ホール
★**家児** 10.00～16.00 福祉会館
★**心配** 13.00～16.00 福祉会館

28 (月)

★天皇誕生日
★市民体育大会 弓道の部(一般) 9.00～ 山本球場

29 (火)

30 (水)

★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30～15.00 北山本幼、桂隣保館
★自動車運転者講習会 19.00 竜華小
★**結婚** 13.00～16.00 福祉会館
★**家児** 10.00～16.00 福祉会館

5/1 (木)

★防災の日 ★メーデー ★日本赤十字社創立記念日(白い羽根募金運動始まる)
★婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30～16.00 教育センター
★一般スポーツ教室(ク) 17.30～21.00 ク
★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30～15.00 志紀小
★自動車運転者講習会 19.00～ 高安中

2 (金)

★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30～15.00 労働会館
★自動車運転者講習会 19.00～竹淵小

3 (土)

★憲法記念日

4 (日)

5 (月)

★こどもの日 ★少年を守る日
★市民体育大会 サイクリングの部(中学生、一般) 外環状線

6 (火)

★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30～15.00 市民ホール
★**家児** 10.00～16.00 福祉会館
★**交通** 13.00～16.00 市民相談室
★ママとボクの体操教室 13.30～16.00 教育センター
★自動車運転者講習会 19.00～南高安中
★青少年愛護相談 9.00～17.00 教育センター

7 (水)

★**家児** 10.00～16.00 福祉会館
★**結婚** 13.00～16.00 ク
★自動車運転者講習会 19.00～ 大正小

8 (木)

★**行政** 13.00～16.00 市民相談室
★婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30～16.00 教育センター
★一般スポーツ教室(ク) 17.30～21.00 ク
★自動車運転者講習会 19.00～ 志紀中
★青少年愛護相談 9.00～17.00 教育センター
★**家児** 10.00～16.00 福祉会館

9 (金)

★自動車運転者講習会 19.00～ 八尾中
★**家児** 10.00～16.00 福祉会館

10 (土)

★この欄は切り取って適当な所へ貼ってください。余白はメモにどうぞ。



〈第3日曜に結婚相談開設〉

社会福祉協議会では、結婚相談所を毎週水曜日(第3水曜日は休み)に開設してききましたが、より多くの方に利用していただくため毎月第3日曜日も開設することになりました。相談をご希望の方は、福祉会館(光南町1丁目、TEL 91-3881の内線390)の2階へお越しください。相談の受付時間はそれぞれ午後1～4時です。



〈市民大学を開講します〉

公民館では、ことしから市民大学を開きます。参加者が生きた学習をするために、生活の現実や日常からの課題をとらえていきます。コースとしては、婦人、成人、青年の3コースがあり、成人と青年のコースはまだ定員に達していませんので、どしどし公民館へ申し込んでください。

青年コースは青年をどう生きるかを課題に1970年代、人間関係、労働と人間、同和問題などを考えます。成人コースは都市問題や国民の課題としての学問問題や安全保障、部落問題などを学びます。

2コースとも、年間20回、月平均2回、月曜日午後6時30分から、教育センター内公民館(清水町1、TEL 23-5101)で、大学教授らを講師に講義、話し合い、見学をします。



〈小児マヒ生ワク注意事項〉

該当者①昭和43年7月1日から12月30日までに生まれた人②昨秋に第1回目を受けた生後1年6カ月までの人③昨秋に2回目を受けなかった生後1年6カ月までの人

受けてはいけなない人＝種とうをうけて2週間を経過していない人、熱があったり、心臓や内臓に疾患のある人、アレルギー体質やけいれん性体質の人、下痢をしている人、病後で衰弱している人。母子手帳が必要、無料。



人の動き =44・3・1=

人口総数	201,523 (+ 959)
男	101,749 (+ 468)
女	99,774 (+ 491)
世帯数	60,095 (+ 274)
() 内は前月よりの増減です。	

注

家児 =家庭児童相談 **行政** =行政相談

心配 =心配ごと相談 **交通** =交通相談

結婚 =結婚相談



＊いままで通り納めると報償金がふえます

ことしから、固定資産税、府・市民税の納期が右の表のように変わります。

府・市民税については第1、2、3納期はそれぞれ6、8、10月で従来どおり、第4納期12月は1月に変更。固定資産税については第1、2納期はそれぞれ4、7月で従来どおり、第3納期9月は12月へ、第4納期12月は2月へ変わりました。

これで、従来どおり納めていただきますと前納報償金の月数計算がふえますので、でき

るだけ従来どおりに納めていただき、前納報償金をおおく受けとるようにしましょう。

新しい納付月表

納期		1 期	2 期	3 期	4期
科目					
府・市民税	6月	8月	10月	1月	
	1日～25日	1日～25日	1日～25日	1日～25日	
固定資産税	4月	7月	12月	2月	
	1日～25日	1日～25日	1日～25日	1日～25日	
都市計画税					



やお市政だより

第382号

3

昭和44年4月20日

お知らせ

●福祉のこと

■特別弔慰金の請求期限は6月30日まで

戦没者の兄弟、姉妹などへは特別弔慰金が支給されることになっています。弔慰金は3万円、10年償還です。

戦没者については父母がすでに遺族援護法で弔慰金を受けられましたが、そのご、権利を死亡などで失われている人が多いようです。

このため、兄弟姉妹で次のような条件にあ

てはまるときは、権利を失われた人によって特別弔慰金をうけられることになっています。しかし、これをことし6月30日までに請求しないと権利を失いますから、該当される方はいそいで、光南町の福祉会館内社会課へ請求の手続きをしてください。

▽40年4月1日現在、戦没者の遺族で、誰も

公務扶助料、遺族年金などをうけていない人
▽戦没者の死亡当時、戦没者と兄弟姉妹との間に生計関係があった。
▽戦没者の死亡後、遺族以外の人と氏を改めた婚姻、養子縁組をしていない。

●融資のこと

■中小企業のみなさんへ事業資金をあっ旋します

産業課では、中小企業の皆さんに事業資金の融資あっ旋を行なっていますので、希望者は産業課商工係へお越しください。

▷小規模企業事業資金常時あっ旋

融資額＝1事業者に無担保で150万円と担保付で150万円、合計300万円以内（組合はそ

の倍です）期間＝設備資金と金額50万円以下のものは3年以内、その他の運転資金は2年以内、貸付利率＝日歩2銭3厘

▷中小企業長期設備資金

融資額＝1事業者につき700万円以内、期間＝5年以内、付帯運転資金＝1事業者につ

き300万円まで融資期間は2年以内、貸付利率＝日歩2銭3厘

▷一般小口融資

融資額＝1事業者に200万円以内（組合300万円）期間＝運転資金18カ月以内、設備資金36カ月以内。

●衛生のこと

■折鶴運動をはじめてみませんか

衛生課では、早めにハエや力を退治しようと折鶴運動を市民のみなさんに呼びかけています。

この折鶴運動とは、害虫、とくにハエの成虫を退治しようというもので、各家の天井に折鶴をつってもらうもので、この折鶴に仕か

けをするわけです。

ハエは夜になると家の中の高い所にたまって過す習性があるので、その習性を利用して折鶴を有機リン剤に浸してつるしておく、接触したハエの足、関節などから有機リン剤の蒸発で、ハエの体の中に薬が入ってハエを

死亡させる効果があります。

この折鶴運動のほか、地区のご要望があれば、防疫の映画会や講習会、さらに噴霧機などの機械類をお貸ししますので、防疫を積極的に進めようという地区があれば衛生課防疫係までご連絡ください。

●講習のこと

■自動車運転者の講習会を21日から開きます

春の交通安全運動に先がけて、自動車運転者講習会を今月21日から、各地区で開きます

とき ところ

4月21日（月） 安中小学校講堂
22日（火） 久宝寺中学校講堂
23日（水） 市立桂陽保館

24日（木） 清友高校講堂
25日（金） 山本小学校講堂
28日（月） 八尾市民ホール
30日（水） 竜華小学校講堂
5月1日（木） 高安中学校講堂
2日（金） 竹淵小学校講堂

6日（火） 南高安中学校講堂
7日（水） 大正小学校講堂
8日（木） 志紀中学校講堂
9日（金） 八尾中学校講堂

いずれも時間は午後7時から

●職員のこと

■市役所の機構が一部変わり、人事異動を行ないました

新年度から機構を一部改正しました。企画室と財政部を企画財政部とし、総務部に公聴課を、建設部に区画整理課を、また民生産業部に公害係を設けました。これまでの同和対策室を同和対策部に、総務部の行政課は庶務課に改称しました。

この機構改正にともなう人事異動が次のとおり行なわれました。

【部長級】総務部長 三上幸寿▽企画財政部長 中川弘▽同和対策部長 片岡英一▽保健衛生部長 平尾達夫▽建設部長兼区画整理課長事務取扱 生野卓男▽理事 川見三七雄▽理事 奥野幸一

【次長級】総務部次長兼庶務課長 市川肇▽企画財政部次長兼企画課長 泰現祥▽同和対策部次長兼連絡調整課長 包丁博

【課長級】総務部公聴課長兼公聴係長 西辻豊▽企画財政部財務課長 福島孝▽企画財政部財務課長 南野秀秋▽企画財政部収税課長 田中俊三▽企画財政部参事 井上政▽同和対策部企画課長 本岡利雄▽民生産業部福祉事務所長 石井清顕▽民生産業部参事 堅田治▽保健衛生部衛生課長 金井律夫▽保健衛生部清掃事業所長 小路末吉▽建設部下水課長 古沢靖之▽建設部参事 吉村英夫▽建設部参事 角倉拾造▽兼土木課監理係長 遠藤芽治▽八尾市社会福祉協議会事務従事 平岡政吉

【課長補佐級】総務部庶務課長補佐 高田耕午▽竹淵出張所長 杉元都▽兼職員係長 越智隆▽総務部人事課長補佐兼人事課人事係長 中野勇▽総務部公聴課長補佐兼公聴課交通対策係長 岡本清▽企画財政部企画課長補佐兼企画課企画係長 山中孝一▽企画財政部企画課主幹 丸山隆▽企画財政部企画課主幹 松井一雄▽企画財政部財務課長補佐兼財務課財務係長 山崎昌明▽企画財政部財務課主幹 西川定夫▽企画財政部財務課長補佐兼財務課固定資産税係長 藤沢利晃▽企画財政部収税課長補佐兼収税課収税第2係長 市森管宣▽保健衛生部衛生課長補佐兼衛生課保健係長

坪田隆志▽建設部管理課主幹 金田俊美▽建設部管理課用地対策室長 北野捨道▽建設部土木課長補佐兼土木課土木係長 伊藤勝祥▽建設部都市計画課長補佐 阪口和隆▽建設部都市計画課長補佐兼都市計画課計画係長 佐藤信二▽建設部区画整理課長補佐 松川鎮夫▽建設部区画整理課長補佐兼区画整理課区画整理第1係長 竹内正▽建設部下水課長補佐兼下水課排水係長 葛西信弥▽建設部建築課長補佐 大北 正▽監査事務局へ出向 吉村 勲 【係長級】総務部庶務課庶務係長 小路勝治▽総務部庶務課文書係長 藤原堅三▽総務部庶務課文書係主査 山本清幸▽総務部人事課給与係長 西原優▽総務部人事課厚生係長 松村博▽総務部公聴課広報係長 門田猛▽企画財政部企画課行政管理係長 浅井祥多▽企画財政部企画課統計係長 藤本昭市▽企画財政部財務課財務係主査 西田正▽企画財政部財務課管財係長 岡田訓俊▽企画財政部財務課課用度係長 中村孝一▽企画財政部財務課市民税係長 浅野敦樹▽企画財政部財務課庶務係長 里井宏行▽企画財政部財務課固定資産税係主査 志田生夫▽企画財政部財務課固定資産税係主査 中村義嗣▽企画財政部収税課管理係長 阪本武夫▽企画財政部収税課収税第1係長 福沢実▽民生産業部福祉事務所庶務係長 柳原時男▽民生産業部社会児童係長 番藤茂夫▽民生産業部産業課商工係長 奥野義明▽民生産業部産業課公害対策係長 中口勝▽同和対策部企画課企画係長 川元史朗▽同和対策部連絡調整課連絡調整係長 住本重雄▽保健衛生部衛生課防疫係長 塚口千之▽保健衛生部清掃事業所庶務係長 森田佳司▽保健衛生部清掃事業所庶務係主査 村田阪次郎▽保健衛生部清掃事業所清掃第1係長 南田満▽保健衛生部清掃事業所清掃第2係長 浜田重治▽保健衛生部清掃事業所清掃第2係主査 柿田重一▽建設部管理課用地対策室主査 広瀬利男▽建設部管理課用地対策室主査 橋本隆▽建設部管理課用地対策室主査 村沢一雄▽建設部管理課用地対策室主査 寺島正雄

▽建設部土木課維持係長 姉川長治▽建設部土木課維持係主査 中川恭一▽建設部土木課監理係主査 大西常三▽建設部下水課下水道係長 松尾周 【総務部】藤井 敬子▽松井五代子▽東尚子▽林本明▽浦上憲一▽西村忠則▽吉村博行▽中川正巳▽川上芳信▽森本通夫▽桑田智恵▽吉多佳子 【企画財政部】和泉博治▽西田弘▽柏原浩子▽大門弘和▽小寺肇▽大浦秀雄▽都倉基▽彼末雄幸▽平井孝憲▽永田敏憲▽森川敏雄▽奥野忠敬▽大江亮一▽伊達都 【民生産業部】南ヨシ子▽前田美智子▽大北順二▽前田公博▽野口明▽富永峰男▽山口順三▽加戸公一▽玉本健樹▽高島周二▽金正文男▽広沢義明▽西村輝雄▽岸本邦雄▽藤野孝司▽吉村寛治▽奥田紀行▽樋口正行▽山本裕三▽吉田進▽黒川正光▽松田政代▽真銅泰子▽八切元子▽鶴田博子 【同和対策部】横田祐三▽玉咲 善弘▽浜崎朱美

【保健衛生部】北村義和▽竹内俊樹▽津村泰司▽西岡譲▽山本基夫▽片倉千鶴 【建設部】柏木俊子▽石井明治▽白木順一郎▽辰巳敏雄▽杉本碩哉▽山本友一▽判中靖広▽岩根隆▽塩川徹▽森谷英則▽伊藤久則▽根本幸男▽田中久年▽木田松治▽渡辺修▽近者永子 【会計室】長田稔▽小路章 【市立病院】藤原勉 【市議会事務局へ出向】副島恵子 【選挙管理委員会事務局へ出向】松本茂夫 【農業委員会事務局へ出向】勝本恵男

教育委員会事務局 【課長級】社会教育課長 植田一郎 【課長補佐級】社会教育課長補佐兼社会教育課青少年係長 前田明▽保健給食課長補佐兼保健給食課学校給食係長兼市立学校給食センター所長 山下正幸▽公民館主幹 金田満六 【一般職】山崎美津夫

水道局 【課長補佐級】企業出納員兼総務課経理係長 武藤誠一 【係長級】営業課計量係長 三野一男



やお市政だより

第382号

4

昭和44年4月20日

市の話題

☆志紀中の花壇で美しい花が咲いています

いま、志紀中の正門横の花壇に赤や白の花が咲き乱れ、学校を訪れる父母や先生方の目を楽しませています。

これは、同校の特殊学級生8人が担任の森本元治先生の指導のもとに昨年10月から旧校舎移転による跡地に200㎡の花壇を作り、バラやチューリップ、ユリなど2,500本の花を植え、たんぽぽこめて育てたのが実ったものです。



☆山本町北の桜並木が満開になりました



4月に入り桜の名所はどこも人出でいっぱいですが、ここ山本町北の玉串川沿岸の桜並木も満開となりました。

この桜は、4年前玉串川を美しくしようと大和、仲、青葉町会の会員が資金を出し合って、約800本の吉野桜を両岸約1kmに渡って植えたのが実ったもので、今月16日まで連日夜桜などを楽しむ市民でにぎわいました。

☆教育センター前にいちよう並木ができました

今月14日、青年会議所（高木優一理事長）が市民憲章「みどりの町をつくりましょう」の実践運動の一つとして、府道久宝寺一服部川線の教育センター前から保健所前までの150mにわたって両側に「いちよう」の苗木30本を植えました。

青年会議所は今年10周年を迎え、アメリカのバルビュ、韓国の大邱青年会議所と姉妹提携を結んでいるため、こんご、このいちよう並木を「国際親善通り」と呼ぶことになりました。



☆労働会館分館で習作展を開きました



市立労働館分館では、今月11日から13日まで、第3回習作展を開きました。

この習作展は分館の文化教養講座で習われた勤労者や市民が一年間の成果を披ろうするために開かれたもので、せまい会場に生花や絵画、手芸、陶芸など284点の作品が所狭しと展示され、日曜日には多くの市民が見にこられ、手作りの人形やローケツ染などがうまくできているのにびっくりしていました。

☆歩道橋が2カ所で完成しました

国鉄志紀駅前の国道25号線をまたぐ歩道橋と佐堂町付近の中央環状線をまたぐ歩道橋が完成し、通勤者や学校にかようこどもたちが安全に横断できるようになりました。

志紀駅は1日平均10,500人以上の乗降客があり、駅付近の国道でたびたび交通事故が起きていたもので、延長15mです。

中央環状線にかかっている佐堂歩

道橋は、延長71.5mもある長い陸橋で、用和小学校に通学することもちに利用されます。



しあわせを築く道

同和教育の手引 13

16世紀にはいと、全国的に戦乱がひろがり、身分や家からよりも実力がものをいう、「下剋上」の時代となります。

有力な大名は次々と没落し、新しい実力者が天下を支配しようと競いあいました。このような風潮は、下層の人々にもおよび、宮廷貴族との間で争いが起こったときにも、一歩もゆずらず戦った例もあり、また、戦民の中から土倉という金貸しになったものもいるなど、経済的にも大きな力をつけて行きました。中世の戦民といわれた人々は、こうしてどんどん解放されました。

北条早雲、加藤清正などは浪人の出や、賤業職の出であり、蜂須賀小六は河原者でした。そして、天下を統一した豊臣秀吉が百姓の子であったことは、誰もが知るところです。

しかし、すべての戦民層が解放されたわけではありませんでした。中世の古い支配体制や身分的な秩序はくずれましたが、それに代って、近世の身分社会制度が築かれていったのです。

戦国の大名は、自分の領土の拡大をはかるとともに、農民の反抗をおさえて土地にしばりつけ、商工業者を育成しながら統制する政策をとりました。



たとえば、駿河の今川氏は、その領内の河原に、皮田（皮革職人）を集めて部落をつくらせ、特定の者に、その業を支配させました。これはやがて、そこに住む人たちに皮作り以外の職を禁じるようになり、さらには、住居を移すことも禁じて、職業と住居、職業と身分とが結びつけられました。こうして、移動の自由も、職業をかえる自由もうばわれ、皮田は、末代までも皮田として、特定の部落にしばりつけられました。

このことは、戦国時代には、武器の生産を確保する必要から起ったのですが、さらに、こうして、最下層の身分を設けて、人々を身分によって分け、お互いにいがみ合わせて、領主への反抗や不満をそらせる政治的な目的からつくられたのです。

この部落は、城下町のはずれに、3〜4軒から10数軒ぐらいでつくられていましたが、やがて、戦争で主家がつぶれた浪人や、おちぶれた地主、農民などが流れ込み急速に部落人口が増し、もとの地域でかえさなくなり、河原とか谷間、山の中腹など、人の住めない、年貢のとれない土地へ分村されて行きます。これが、幕藩体制が確立するにつれて、次第に、制度で定められた部落として固定されてゆくのです。

本会議

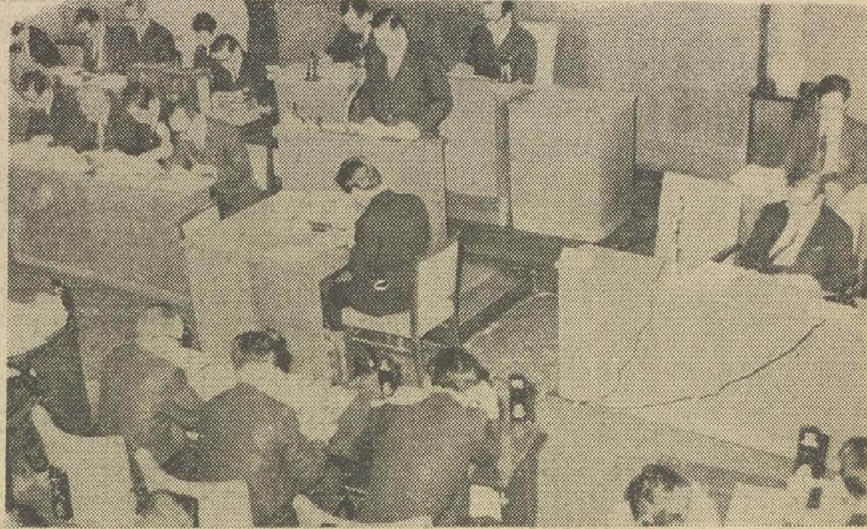
●会議のあらまし

3月定例会市会は6日から28日まで、23日間開かれました。

この市会では、昨年12月の定例会市会に提出され閉会中に特別委員会で審査された42年度一般会計および国民健康保険会計決算が認定され、総額92億4,297万6,000円に及ぶ44年度の各種予算のほか、25議案が議決されました。

まず、6日の本会議では市長の施政方針の発表があり、10日、11日の両日には政友会、社会クラブ、公明党の3会派代表および各議員から市政一般についての活発な質問が行われ、13日から26日までの間には44年度予算案をはじめ小学校、公営住宅の新築工事の請負契約、国民健康保険税の税率と市税の納期をあらためる「市税条例の一部改正」、小学校の分離新設のための「八尾市立小学校および中学校設置条例の一部改正」、行政機構の充実のための「八尾市職員定数条例の一部改正」など各種条例改正案など、重要議案を審査する常任委員会が開かれ、各議案について慎重な審査が行われました。

28日の最終本会議では、各常任委員会の議案審査の結果が委員長から報告され、それぞれについて採決されましたが、なかでも国民健康保険税の税率改定を含む市税条例の一部改正案については、原案を不適当とする委員会の結論をめぐって反対、賛成の立場から討論が交わされ、賛成多数で原案どおり可決されました。



また、市の行政機構を改組整備する「八尾市事務分掌条例の一部改正」案についても、人事管理の面などから鋭い質疑が行われたあとと原案どおり可決されたほか、全議案が原案どおり議決されました。

なお28日には、国民健康保険事業に対する国の補助金や事務費の増額、低所得者の税負担軽減のための国費補填などを内容とする「国民健康保険制度の早期改善を政府に要望する決議」、交通事情悪化の現状を根本的に解消するための交通安全対策基本法の制定、

交通事故防止施策財源として交通違反罰金の市町村還元、交通を阻害する違法駐車取締りのための法改正などを内容とする「交通安全対策の強化を政府に要望する決議」および政府に対し、人道上、国際信義上の見地から「出入国管理法の立法化の再検討を要望する決議」が提出され、いずれも全会一致で可決され、3月定例会を終えました。

本会議における市政一般に関する質問と、委員会での議案審査のあらましまつぎのとおりです。

代表質問と答弁のあらまし



＝総合基本計画の今後は＝

【問】総合基本計画実施の第1次5カ年計画中3カ年を経過しているが、あと2カ年で完遂できるか。それとも計画を変更するのか。

【答】総合計画であり、本市の財政能力のみでは実現困難である。国の財源の適正な配分を強く要請し、民間の潜在能力をもあわせて計画に沿った事業の重点的執行につとめたい。

【問】身心障害児の義務教育就学について、教育の機会均等保障、児童福祉の見地から教育行政、福祉行政を一体化した特殊学級づくりの構想は。

【答】施設の充実、教育内容の検討が必要だが市単独では及ばぬ点が多く、今後府に積極的に働きかける。

【問】最近の交通災害の激増に伴い、小中学生の交通事故救済策として現行の日本学校安全会による医療給付制度の不備を補う学童等災害共済制度、また交通遺児手当制度の創設についての見解は。

あわせて大阪市との行政協定の関係で実現を見えていない交通共済制度実施の見通しは。

【答】現在の段階では市独自の制度創設は考えていない。それよりも交通災害防止の面に力を入れたいと考える。交通共済制度については、大阪府が実施する時点で加入して行きたいと考えているが本年中には実施の見通しがある。

＝市長の政治姿勢について＝

【問】大都市周辺に位置し、日を追って増大する行政需要を抱える本市の市長として陳情行政を排除し、市政への市民の協力を得られる「説得力のある行政運営」のために「確固たる信念に裏付けされた市政運営の計画」を明らかにすることが必要である。

このことが市職員の職務意識の高揚と相まって、市民意識を高め市政発展に結実すると信ずる。

昨年の3月定例会市会で打ち出された総合予算主義の原則も、今日まで6回の予算補正によってくずれ、陳情行政による市政のひずみの表れという批判がある。

新年度の施政方針を見ると、大半は最近の都市問題とその打開策としての国の諸施策の説明、さらに経済情勢の展望などの抽象的な解説であり、また予算上の事業計画を見ても現在の困難な財政事情の下で何とかできる範囲にとどめる——といった印象があり、国や府を動かす、市民の積極的な協力を可能にする気迫が感じられない。

このような観点から、市政に対処する姿勢について、市長の真意を聞きたい。

【答】総合予算主義を打ち出したが、現状では事業の内容によって、国、府の補助金や起債などの財源確定の時期を待って予算を補正せざるを得ない実情である。

今後は人件費や緊急を要する事業は別として、総合予算主義を堅持したい。

施政方針では、国の動向、経済情勢を考え都市問題を中心に行政展開を行なうという観点から現状分析を加えたものである。

今後については現状を踏まえて総力をあげて市政運営にあたりたい。

＝財政硬直化の

現状打開策について＝

【問】「三制自治」といわれる現行の地方財政制度の制約による市財政硬直化の現状にあって、効率的な財務管理、自主財源のかん養、地方財政制度の改善を国、府に要請する働きかけが必要と施政方針で述べられてい

るが、自主財源のかん養についてこれまでにどのような手段を講じられ、また今後どのような具体策を講じられるのか。

さらに国、府に対しどのように働きかけてきたのか。

【答】自主財源確保のため過去では工場誘致などで効果をあげた。今後は商工農林政策、市街地開発などを強力に推進し、財源の確保につとめたい。

また国、府の補助金獲得については、現在問題としてとり上げられている補助事業に対する市の超過負担を解消し、補助ルールを確立することを全国市長会を通じ要請して行きたい。

なお、市の総事業に対する補助金の獲得については関係国、府会議員を通じて働きかけている。

＝隣接都市との広域行政 推進構想について＝

【問】昭和36年以来、全国の注目を集めながら進められてきた大阪市との行政協力協定は、最近の2年間停滞の様相を見せておりしかも最近大阪市長は大阪市の市域拡張について、「八尾市にその意思があれば受け入れる」旨を表明している。

一方、柏原市においても最近、隣接市とともに将来計画樹立の積極的な動きを見せている。本市としても態度を決すべき時期と考えるが市長の所信を聞きたい。

【答】都市の持つ機能を互いに分担し、相互の都市開発を行なうという方向に前進したい。

柏原市、藤井寺市についても、本市と同じく大阪市の経済圏に含まれているので、個々の具体的な事業の面で協議、理解を深め友好的に接して行きたい。

＝市民要求に対処する

行政管理の改善策について＝

【問】施政方針にも述べられるごとく、増大する市民要求に的確に、効率的に対処する目的で市行政機構を点検し、正すべきは正し、創意工夫を重ねて近代都市にふさわしくしかも本市の個性も持つ行政管理体制の改善を図るべき時期と考える。

行政機構の整備、事務改善、市職員の士気

高揚など具体策は。

【答】市民の期待を最大限に市政に反映するための行政事務管理体制整備を目的に、現行組織の改善を検討している。

また職員の服務規律の確立、研修制度の充実をはかり市民の期待に答えたい。

【問】新しい市政の方向として、市民の声を市政に反映させること。市民が互いに市政について語り合うこと。など市民と市政との交流が最も重要と考える。

このような見地から、市民の市政への参加を図る具体策を聞きたい。

【答】「市民と直結する市政」は重要であり、かつ基本的な課題である。市民の声を反映させる公聴活動、市民相談、広報活動の充実を図る。

【問】本年6月に予定される新都市計画法の施行について、本市の農家にとっては将来の農業経営を左右する重要な問題である。

施政方針ではこの法による都市開発を期待し、他方では都市農業としての高級野菜、花き園芸の育成振興を図ると述べるなど、一般農家への対策については触れられていないが市長の見解を聞きたい。

【答】この法が農家を圧迫するということはあり得ない。農地、市街地それぞれを正常な形に保持するのが法の趣旨であり、市としても農家の意思を十分反映してこの方向を守る。

【問】かねてから市長が約束されてきた「在期中のゴミ手数料廃止」は、45年度実施を漸く発表された。44年度に実施できぬ理由は。

【答】手数料廃止は、実施までに態勢整備が必要であり44年度中に整備を完了する。

【問】市民全体を対象とする社会教育活動の充実が市民の自治意識の高揚にもつながる重要な市行政の一環である。昨年の施政方針では学校を地域社会の核とする活動を基本とされたが、本年は教育センターを中心とされている。

一歩後退の感もあるが見解は。

【答】教育センターを中心に、各学校区と連絡しつつ一団として活動する方針でありより行き届いた活動のため必要なことと考える。

議会だより

6

本会議

一般質問と答弁のあらまし

＝交通災害防止の施策は＝

【質問】日々増大する交通災害はゆるがせにできぬ問題で、その対策は市政の大きな柱のひとつとも考えられるが、これに見合う予算が計上されないのはなぜか。

また市長にその熱意ありとするならば、機構面の充実が必要と思われるが、その意思はあるのか。

【答 弁】予算面では不十分な点もあるかと思うが交通安全思想の普及ならびに安全施設の年次計画による整備充実でカバーしたい。

機構面では44年度から専任の係を設け災害防止に努力する。

【質問】市税の自然増は見込めるとしてもその確保に確信はあるのか。

【答 弁】予算を編成した以上その確保に全力をつくす。

【質問】市内の交通事情から見て建設事業の夜間工事が増える傾向にあるが、それに伴う事故防止に市としてはどのように対処するのか。

【答 弁】44年度から土木課に管理係をもうけ工事の監督を徹底する。

＝一般向け公営住宅の建設はいつか＝

【質問】一般向け公営住宅建設について市長は数々の約束をしているが、現実には41年度以来一戸の増設も見られない。この問題に

ついて市長はどう考えるのか。

【答 弁】年々30戸の建設をメドに用地の確保もしたが、現在府において府営住宅の建設計画があるので、これに用地を提供し、八尾市民が十分利用できるような働きかける。

【質問】し尿くみ取り料金値上げ後も市民の苦情が絶えないことについてどう対処するのか。また夏期に入り衛生上、公害上の問題が出てくると思うがその対策は。

【答 弁】清掃協同組合とよく話し合い善処する。また非衛生にならぬよう関係各方面に働きかける。

【質問】下水道事業における受益者負担金を廃止する考えはないか。

【答 弁】現行の都市計画法では建設省令で定められる建前であり、市としては現行どうり行なうつもりで廃止する考えはない。

【質問】越境入学があつたを絶たない原因はどこにあるのか。またこの問題に対する市としての対策は。

【答 弁】施設および教育内容の充実などで学校差をなくし、同時に保護者の説得に努めていく。

＝校庭開放に伴う支障はないのか＝

【質問】教育委員会は学校の校庭開放に乗り出されたが、翌日の授業に支障のないようにするための対策をもっているのか。

【答 弁】学校の校庭をできるかぎり開放する方針をたてたが、これはあくまで教育に支障のない範囲で開放するものであり、支障があると認めた場合開放はしない。

【質問】市民の自治意識の高揚のために市民相談室の強化をはかる必要があると思うがどうか。

【答 弁】現在市民相談室の増設を行なっているが、その時点において十分その強化に努めたい。

【質問】平野川の改修計画は、またこれに関連してスラム化している竹淵地区を住宅地区改良法などを適用し早急に改善する必要があると考えるがどうか。

【答 弁】平野川に関しては今後も積極的に府に働きかけ3カ年で完了する見通しをもっている。またスラム化解消策については、同地区に府営住宅の建設を府と検討中である。

【質問】市の台所ともいべき市税の確保にあたる徴収職員の事務量は3倍近くになっているのに、人員は旧態依然としている。これら市税の滞納整理について市長の見解は。

【答 弁】滞納分および現年度分についても全力をあげ確保して行くよう努力する。また人員についても関係部課においてよく検討し充実させたい。

＝公害問題に対する市長の見解は＝

【質問】最近とみに激しくなってきた騒音・煤煙など公害問題について市長はどのような対策をもっているのか。

【答 弁】騒音、煤煙問題だけではなく、公害問題については今後十分に対策をたてる必要があるが、現時点では関係法の改正もありまず騒音問題と重点的に取り組みたい。

陳 情

- ① 乳児を安心して預けられる保育所の設置について＝志紀地区乳児保育所をつくる会
- ② 共稼ぎしなければならぬ夫婦が安心して働けるよう、子供を預けられる保育所の設置について＝八尾宿舎保育所をつくる会
- ③ 公立高校新設のため市議会、市当局の積極的な関係各方面への運動要請について＝PTA連絡協議会
- ④ 近鉄八尾駅周辺を中心とした商店従業者の生活権をおびやかす駅舎の移転計画反対について＝近鉄八尾駅移転反対委員会
- ⑤ 中小零細業者にとって、きわめて苦しいものである、違法不当な三税協力と住民税・国民健康保険税の重課反対について＝八尾商工会
- ⑥ 久宝寺南地区一帯の河川改修および下水路、排水路の抜本的改修工事の早期施行に

ついて＝久宝寺南地区住民

- ⑦ 恩智天王の森南側一帯の道路舗装早期施行について＝恩智地区住民

議会日誌

▶ 2月1日決算審査特別委員会▶ 3日決算審査特別委員会▶ 4日決算審査特別委員会▶ 5日決算審査特別委員会▶ 6日寝屋川南部広域下水道組合会議、貿易促進議員連盟理事会、総務委員行政視察▶ 12日長瀬川沿岸下水道会議、東大阪治水対策委員府に陳情▶ 13日駅前整備特別委員会、建設委員協議会、▶ 14日寝屋川南部広域下水道組合議員現場視察、総務委員協議会▶ 15日近鉄高架専門部会▶ 17日伝染病院組合会議▶ 18日府下議長会理事会、火葬場組合会議、民間空港所在地議長臨時総会▶ 20日交通対策特別委員会、全国議長会評議員会▶ 21日議員研修会▶ 22日同対審建設分科会▶ 24日近畿議長会理事会▶ 26日都市競馬組

合会議▶ 27日厚生委員協議会▶ 28日議会運営委員会▶ 3月1日社会クラブ総会、政友会総会▶ 3日都市競馬組合本会議▶ 4日建設委員協議会、府下議長会理事会▶ 6日議会運営委員会、本会議第1日▶ 7日政友会幹事会、政友会総会▶ 10日議会運営委員会、本会議第2日▶ 11日本会議第3日▶ 13日・14日建設委員会▶ 17日・18日厚生委員会▶ 19日文教産業委員会、同対審建設分科会▶ 20日文教産業委員会、建設委員協議会▶ 22日厚生委員会▶ 24日・25日総務委員会▶ 26日厚生委員会、政友会総会、広域行政調査特別委員会、駅前整備特別委員会▶ 27日住宅協合理事会▶ 28日議会運営委員会、本会議最終日▶ 31日都市計画地方審議会▶ 4月4日近畿議長会理事会▶ 12日町名地番改正審議会、政友会幹事会▶ 14日社会クラブ総会▶ 15日各派代表者会議▶ 16日議会だより編集委員会

3月28日の本会議で可決されました議案の内容のあらましはつぎのとおりです。

■交通安全対策の強化を政府に要望する決議

最近の交通事情は、年々悪化し、自動車台数の激増に対処する街路あるいは交通安全施設の整備が追いつかないのが現状である。

政府においては、昭和41年以来、各種の緊急措置法の制定など交通安全施設の整備についての施策がとられてきた。

しかしながら、これらは臨時的な施策にすぎず、とくに大都市近郊都市については整備が進まず、部分的な改良にとどまっている。

こうした大都市周辺都市の特殊事情を考慮の上、政府、関係行政庁は交通安全についてさらに積極的かつ抜本的な方策を立てられるとともに、次の事項を早急に実現されることを強く要望する。

1、「交通安全対策基本法」を制定すること

- 2、交通事故防止に対する財源の拡大強化のため、交通違反の罰金など全額を地方自治体交付金として還元すること。
- 3、災害発生時などの緊急事態にそなえ、違法駐車などの取締り強化のための法改正など必要な措置を講ずること。

■国民健康保険制度の早期改善を政府に要望する決議

住民の日々の医療を保障する国民健康保険事業の給付の拡大と充実のため、本市においても全被保険者に対する7割給付を実施した。

これがため国保会計における医療費の増高は事務費の超過負担と相まって、現行制度上では、収支の均衡確保は至難なことである。

社会保障の一環としての国保制度の充実強化は国の責務であり、この現状を打開するため、この際緊要とする抜本的な改正策として次の事項を早急に措置するよう強く要望するものである。

- 1、現行制度の運用について
 - (1) 事務費の実質全額国庫負担
 - (2) 国庫支出金の交付率引上げ
 - (3) 国庫支出金の年度内完全交付
- 2、制度の抜本改正について
 - (1) 低所得者層の負担軽減のための国庫支出金補填による保険税軽減範囲の拡大
 - (2) 保険税の標準化による保険者相互間の負担の均衡化
 - (3) 受療地域制限の撤廃

■「出入国管理法」の立法化の再検討を要望する決議

政府は、今国会に「出入国管理法」案を提出しようとしている。

この法案は外国人の入国に厳しい条件を付与するとともに、従来より引き続き永住している外国人の大多数を占める在日朝鮮人の生活権および基本的人権に影響を及ぼし、とくに地方自治体に生活保護受給者を通報する義務を課せられる関係上、これらの貧困者を強制退去の対象とみなされるかの観がある。

これは入道から見ても適正を欠き、かつ国際信義にもとるものと思われる。

よって、本市議会は、この際政府において「出入国管理法」の立法化に再検討を加えられるよう要望するものである。

委員会

市税納期の変更について

【議案の内容】

市税の納期を44年度分から法定納期にあわせるため市税条例を改正するものですが、これにより個人市民税（普通徴収分）第4期12月が1月に、固定資産税第3期9月、第4期12月が12月、2月に、都市計画税第3期9月、第4期12月が12月、2月にそれぞれかわります。

【質疑】

1、今回の納期変更で従来12月であった最終納期が1～2月になるが、これにより徴収率が低下する懸念はないか。

【答 弁】

1、43年度の実績をあてはめると1、2%程度徴収率が低下する見込みである。また従来は1～3月を滞納整理にあてることができたが、今後は各納期が終わることに滞納

整理に取り組まなければ、従来どおりの徴収率を保つことはむずかしい。従って、今回の納期変更が議会の要望を取り入れた市民の立場に立った改正であることを訴えて、徴収率の向上につとめていきたい。

【審査の結果】

原案可決を適当と認めました。

●地方交付税の獲得について

【質疑】

1、44年度一般会計予算に地方交付税を5000万円計上しているが、43年度の実績では、特別交付税の額が他市に比べて少くなっている。このことは特別交付税の獲得について要求される政治力の欠如の1つの表われではないのか。消極的な政治姿勢をうち破って積極的に事業に取り組むことによって、超過負担を軽減するための特別交付税

も増額されてくるのではないか。

【答 弁】

1、当市に交付される特別交付税の額が、大都市周辺都市としての事情の下で決して少なくはないと思う。政治力の欠如云々については、本来算定されるべきものが算定されていないときには政治的な働きかけも必要であろうが当市では算定されるべきものは全部算定されたと考えているので、これ以上政治力を発揮する余地はないと思う。事業を積極的に進めなければならないが、そのあまり財政に破たんを来たしては、いくら特別交付税を多額に交付されても市政全般に種々の圧力が加わり、結果的に円滑な市政運営が保証されなくなる。だから、収支の均衡を保った中で効率的な事業展開をはかるべきだと考える。

安中公営住宅の建設工事について

【議案の内容】

安中公営住宅鉄筋コンクリート造5階建1棟3寝室30戸分の建設工事について、43年12月26日専決処分に付された工事請負契約の承認を求められたものです。

【質疑】

1、しばしば問題になっている粗悪資材による建具のいたみ、また、湿気の防止について、どのような対策を講じているのか。
2、過日の本会議で問題になった西郡同和向け公営住宅内における、権利の売買及び架空人物の入居などの不正事実があるのか。

【答 弁】

1、資材については、建築業者とも十分検討し質の向上に努めている。なお、湿気問題については、防湿資材も進んできたので、設計面においてこれに対処する。
2、市当局で調査した範囲では、ご指摘のような不正事実は見当たっていない。なお、管理面については住民票の照合等万全策を講じているが、今後とも十分な管理に努める。

【審査】

工事工程の管理監督および竣工期日の徹底を促し、原案を承認することを適当と認めました。

●市立第二用和小学校（仮称）新築工事について

【議案の内容】

市立第二用和小学校（仮称）新築工事鉄筋

コンクリート造4階建（1部3階建）の工事請負契約を締結するについて議決を求められたものです。

【質疑】

竣工期日が44年8月20日であるのに、進入路用地買収が難航しているが、その経過および工事着工の見通しについて。

【答 弁】

昨年6月建設用地15,000㎡を取得したが、敷地買収時においては市街地からの車の進入が可能であると考えていたのが、その後の調査で既設の2.5m幅の道路では狭く、幅6m、延長390mの進入路をつくる必要に迫られ用地買収にかかり、地元の人たちとも円満に話が進んだが、契約段階において一部の人が金額面に不満を生じ買収が遅れているものである。

今後強力に折衝を重ね数日中に話をまとめたい。なお、竣工期日については既に設計も終っているので工程を再検討し、竣工期日に間に合うよう努力する。

【審査】

用地買収の早期円満解決方ならびに実質工事に入る場合、請負業者に対する十分な管理監督を強く促し、原案を可決することを適当と認めました。

●楠根川の改修について

【質疑】

楠根川はいま一番問題の排水路であるにも

かわらず、府への依存度が高すぎるのではないか。府の方で浚渫程度は早急に行うとのことであったが、雨期を間近にひかえ何ら策が施されていないが、市の方で予算化し改修する意図はないのか。

【答 弁】

府の着手の遅れている理由は、排水路が用水路が判明しないのが原因である。

なお、市の予算でやればとのことであるが負担区分を越えると他に支障を生じるので、応急処置としての改修は施したいが、大々的な改修は府に依存したい。

●一般市営住宅の建設はどうなるのか

【質疑】

昨年に一般市営住宅120戸分建設の年次計画（44年度から46年）が明らかにされていたが、本年度当初あらかじめに何ら予算化されていないのはどうしてか。

【答 弁】

昨年度用地の先行取得も終わり、44年度から46年計画で各年度30戸、計120戸の建設を計画していたが、最近の住宅需要を考えた場合、年30戸では市民要求にほど遠く、また財源をも併せて考慮した場合、府に移管し府営住宅として一度に多く建設される方がよいと思われるので計画を変更したものである。

なお、八尾市民の入居確保については府と交渉し可能な限りの入居確保に努める。

長池小学校の新設について

【議案の内容】

用和小学校の児童増加に伴い、昨年来仮称第2用和小学校として準備を進められてきた長池小学校（16学級）の分離新設のための条例改正です。校舎は現在建設中で、完成するまでは用和小学校内に併設されます。

【質疑】

1、8月20日の新校舎完成予定にくるいはないか。
2、校名はどのような手順で決定されたのか。

【答 弁】

1、付属道路の用地交渉の手違いから若干工事のおくれはあるが、解決の見通しがついており極力9月には移転を完了できるよう努力する。
2、校名には地域住民の意見を反映するよう考え、用和小学校を通じ集約した結果決定した。

【審査の結果】

用和小学校では昨年、児童数増加の影響で体育大会も開けなかったという経過もあり、9月までの新校舎移転がおくれることのないよう、とくに注意を促して原案を承認しました。

●給食センターの運営について

【議案の内容】

学校給食を合理的、効率的にするための第1次計画として、4月新学期から9小学校、8,700名分の給食を共同調理し、各学校へ配送する「八尾市立学校給食センター」の運営に関する条例の制定と管理経費予算が提案されています。

【質疑】

センター建物・設備工事、調理員の配置など4月からの作業開始準備の進捗状況は。

【答 弁】

建設工事は天候の不順で若干おくれはいるが予定どおり3月一杯に完成するよう施工業者を督促している。

調理員の配置転換は、勤務条件等で職員団体との話し合いがつかず現在未定であるが早急に取りまとめ決定する。

【質疑】

44年度予算で付属道路整備予算が計上されていないがどう処置するか。

また、センター設備は当初計画どおりか。

【答 弁】

付属道路は当初幹線道路からセンターまでの既存私道を拡幅利用する計画で、拡幅用地買収の話し合いを進めてきたが折り合えず、4月から当分の間は現在の道幅のまま利用

し、別に公有地と私有地の提供をうけて利用できる道路を設ける手はずを整えている。

センター設備については、予算の範囲内でおさめるため換気用通風筒を蒸気の多い部分に限定している。

【審査の結果】

給食センターの機能を十分発揮するには、これにたずさわる職員が気持ちよく働け、その意見が取り入れられて給食内容に自から反映されることの重要な要素となるという観点から、調理員の配置、付属道路の整備など4月稼働開始に必要な準備が終っていないのは当局の責任であり、通風設備の点でも調理に従事する職員の健康管理、作業効率向上の面で配慮が欠けると指摘し早急に善処を要望するとともに、条例案では、センターの運営を円滑にするため設けられる運営委員会の職務、人選について十分検討されるよう要望して原案を承認しました。



議会だより

8

委員会

国民健康保険税の改定について

【議案の内容】

国保財政の健全化を図るべく、国保税を改定するため市税条例の一部を改正するものです。

◎改正点は次のとおりです。

税率	現行	改正案
所得割	1000分の2.8	1000分の4.1
均等割	720円	1,500円
平等割	1,120円	据置き

【質疑】

- 1、議会に提案する前にもっと市民に国保財政の事情および改正案のPRをすべきではないか。
- 2、均等割を倍額に引き上げることは、低所得者層に多い多子家庭に負担が重くなるのではないか。この点どう配慮したのか。
- 3、一般会計の繰出し金を1,500万円増額して2,500万円にした理由および根拠はなにか。
- 4、現行の医療保障制度の欠陥および事務費の超過負担などに対して、国にどのような陳情活動をしたか。
- 5、滞納整理を図るためにも、もっと国保事業の趣旨普及に努めるべきではないか。

【答弁】

- 1、43年度の国保財政が明確になる時期が44年の当初となる関係上、一般市民へのPRが十分でなかった。
なお、今回の改正に際し、国保運営協議会において、数回にわたり協議され、諮問の際の引き上げ率53.7%を38.7%に下げ、一方、一般会計の繰り出しを1,500万円増額する旨の答申をうけた。この協議の間、被保険者、医師会、薬剤師、公益者の各代

表者の意見を十分に聴取した。

- 2、税法標準である課税比率の応能割合50%、応益割合50%の原則を応能割合65%、応益割合35%として、低所得層に対して軽減措置を講じた。
- 3、一般会計の繰出し金には、明確な根拠はないが、今回の改正にあたり被保険者の負担を軽減するため増額した。
- 4、現行制度上の欠陥および事務費の超過負担の問題は各市に共通するなやみであり、市長会でも取り上げて強力な運動を続けている。
- 5、今後は市担当者で国保推進員で同事業の趣旨普及と合わせて滞納整理についてもより一層努力を払って行く。

【討論】

＝原案反対＝

- 1、市民に十分なPRをせず安易な形で住民負担を押しつける姿勢に問題があり賛成できない。
- 2、実質値上げ率は38.7%であるが、低所得者層には50%以上の大幅な引き上げになる改正案には賛成できない。
- 3、値上げをする前に現行制度の抜本改正および国の支出金増額など国に対して積極的な運動をすべきである。

＝原案賛成＝

- 1、相互保険が建前であり、給付率が充実した現在、国保財政の健全化のためやむをえない。
- 2、財政硬直化のおり、国保会計に1,500万円を増額し、被保険者の負担軽減を図っていること。
- 3、市の責任分野については、何らかの手が打たれていること。

【審査の結果】

採決の結果可否同数となり、委員長の決す

るところにより原案（国保税改正分）を否決することとなりました。

なお、44年度特別会計国民健康保険予算についても同じく原案を否決することに決まりました。

（いずれも本会議で原案可決）

●同和事業に対する取り扱いについて

【質疑】

同和事業の推進を市の重点施策の1つにしているなら、窓口を一体化して、同封室が各セクションの指導的な立場に立って、統一した形の中で歩調を合わせて、はっきりした一線を引いて対処していくべきではないか。

【答弁】

今回の機構改革に伴い、体制を整え、各部署との連絡を密にしながら、事業の推進に積極的にとり組んでいく。

●生活扶助世帯に対する自立更生への指導について

【質疑】

生活扶助世帯に対して、扶助費を支給するといった投資的な行政にとどまらず、これらをいかにして更正させるか。そのための適切な指導が欠けているのではないか。

【答弁】

まず、ケース・ワーカーの補強ならびに充実と合わせて社会福祉協議会などの関係団体との密接な関係を保ちながら、自立更生への指導をして行く考えである。

【審査の結果】

その他質疑を重ねたのち反対、賛成の討論を行ない採決の結果、可否同数となり委員長の決すところにより関係予算原案を否決しました。

（本会議では原案可決）

42年度 一般 国保両会計決算

昭和42年度一般、国保両会計決算は、特別委員会慎重に審査され3月6日の本会議で原案どおり認定されました。本会議で報告されました委員会の審査経過のあらましをひろってみました。

■一般会計

42年度決算上の問題指摘と合わせて、44年度以降、限られた財政事情の下にあって効率的な財政支出を行ない、そのことを通じて市民の市政に対する関心と愛着の度を高め、さらに市民に対しより多くの還元をすることによって結びつけるべきであるか。

こういった観点から審査しました。

- 1、行政効果を高めるため、市が各種団体に補助・交付金を支出しているが、その目的にそった活動をしている団体もある反面、活動計画も提示されず、規約も守っていない団体もある。その点、実情調査の上、行政指導を行ない、適正な補助・交付金の執行を図るべきではないか。
- 2、2億を越える滞納額があることは、市行政に対する批判であると受けとめ、これら解消のため自主納税意欲を盛り上げるための対市民的なムードづくりと合わせて全職員の問題として、研修を重ね奉仕精神を高めるなどの両面の対策に欠ける面があったのではないか。
- 3、生活扶助費については、保護率が府下で大阪市に次いで2位を占め3億円に及んでいるが、これらの人たちが一日も早く自立更生し市に貢献してもらってこそ、行政効果のある投資であるといえる。
生活扶助世帯に対する自立更生への指導が不十分ではないか。

4、用地買収をはじめ事業滞りの主要因として、常に職員数の不足を挙げているが、決算上の数字では、その逆に職員1人当たりの事業費執行額が他市に比べて、きわめて少ないことはなぜか。

これに対して、

- 1、昨年度末、補助金規制の方針を打ち出し大半の補助・交付金については前年度実績を上回らないという基本線が臨んできた。
今後、各種団体の活動状況をさらに点検し、行政指導を強めて、適正な補助金の支出を確保したい。
- 2、納税貯蓄組合を順次ふやす一方、自主納税ではあるが移動窓口による徴税に努めた結果、徴税成績は向上してきている。
なお、滞納額の増加は善良な市民に不信をかい、ひいては納税意欲を阻害するものであるため、滞納整理対策について内部で鋭意検討している。
- 3、生活扶助世帯の自立更生への指導については、ケース・ワーカーの質的、量的な改善、充実をはかるために、人生経験の豊富な有資格者の配置、あるいは、専門職制度の設置なども検討し、血の通った福祉行政を行なう方向で努力している。
- 4、それぞれの市の人件費の計上のテクニックによって、異なってくるので、あなたがち当市のみ職員数が多いというわけではない。
将来、事業の円滑化および都市計画事業の推進には、職員を補強しなければならぬと考えている。

■国民健康保険会計

42年度決算では1,600万円の黒字を生じているが、医療費の改定および家族7割給付の実施など今後の財政健全化には、より一層の

創意工夫が望まれるので、この見地から次の点について審査を重ねました。

- 1、滞納額が年々増加しているが、現在の徴収方法（国保推進員制度、納税貯蓄組合）を改善する必要がある。
- 2、国民皆保険の建前から国保は、強制加入を義務づけておりながら、一方、診療機関である開業医の中で国保を取扱っていない。
このような制度上の欠陥を解消するための運動を強力に押し進めるべきではないか。

3、社会保障制度の一環である以上、国保の有資格者は1人も漏れず加入してもらおうよう努力すべきではないか。

これに対して、

- 1、推進員制度および納税貯蓄組合の組織により税の収納率を上げてきたが、今後組合加入者数の増加および国保制度の趣旨普及に力を入れていきたい。
- 2、医療保障制度上の欠陥について、各市が一体となって、国に対して抜本改正を要請している。

国に対して、医師の開業の許可については、すべて保険の取り扱いをするといった条文を入れるよう訴えている。

3、国保制度のPRが不足していたことは認める。しかし、住民基本台帳法の施行に伴い加入漏れは少なくなっている。

国保財政の健全化には、国が責任をもって十分な財源保障を施すべきであるが、市担当者としては、それらの運動を続けるとともに効率的な予算執行を要望して原案を認定した。